使用済自動車等のフロン類回収業者登録（登録の更新）申請の手引き

はじめに

この申請書は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に係るフロン類回収業者の登録（登録の更新）申請書です。

１　申請受付場所

事業所を管轄区域とする担当部局とし、複数の事業所があり事業所を管轄する担当部局が複数あるときは、事業所を管轄するいずれかの担当部局で申請を行ってください。

担当部局名	所在地	電話番号	管轄区域
備前県民局 地域政策部 環　境　課	〒700-8604 岡山市北区弓之町６－１	086- 233-9805	玉野市　備前市　瀬戸内市 赤磐市　和気町 吉備中央町
備中県民局 地域政策部 環　境　課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086- 434-7007	笠岡市　井原市　総社市 高梁市　新見市　浅口市 早島町　里庄町　矢掛町
美作県民局 地域政策部 環　境　課	〒708-8506 津山市山下53	0868- 23-1243	津山市　真庭市　美作市 新庄村　鏡野町　勝央町 奈義町　西粟倉村 久米南町　美咲町

２　申請方法等

(1) 申請方法

申請書の提出にあたっては、御来庁ください。

なお、郵送による提出はできません。

(2) 申請受付時間

平日の午前８時30分から正午、午後１時から午後５時まで

(3) 提出部数

申請書は、事業所を管轄する県民局の数**（正本１部＋副本必要部数）**提出していただきますが、各申請者においても副本を保管しておくようお願いします。

(4) 手数料

新規登録　　**５，０１０円**

更新登録　　**５，０１０円**

≪納入方法≫

申請手数料は、申請書の提出日に、県民局等に設置する**収納専用窓口（ＰＯＳレジ）**にて、納入してください。

まず、申請窓口担当者が申請書類の確認を行った後に配付する「岡山県手数料等（ＰＯＳ）納付連絡票」をＰＯＳレジに持参して、申請手数料を納付してください。次に、納付後に発行される「納付済証」を申請書に添付して、申請窓口担当者に申請書類を提出してください。

なお、この「岡山県手数料等（ＰＯＳ）納付連絡票」は、申請書類の提出時、申請窓口担当者が回収します。

≪ＰＯＳレジでの利用可能手段≫

現金、クレジットカード、ＰａｙＰａｙ、楽天Ｐａｙ、ｄ払い、ａｕＰａｙ、メルペイ、ゆうちょＰａｙ

≪主な設置場所≫

備前県民局本館３階岡山地区猟友会、備中県民局本館１階倉敷地区猟友会、美作県民局第１庁舎本館２階地域政策部総務課

(5) その他

登録の更新の場合、期限の３ヶ月前から申請を受け付けます。

３　申請書類のチェック

申請書類に不備のないよう、提出前に別添チェックリストを活用して十分ご確認ください。

＜チェックリスト＞

申　請　書		
フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書	**ダウンロード書類　１～２ページ**	□
添　付　書　類　（１）		
誓約書	**ダウンロード書類　３ページ**	□
添付書類の省略に関する申立書	**ダウンロード書類　４ページ**	□
添　付　書　類　（２）		
フロン類回収設備の所有権又は使用する権原を有することを証する書類（納品書、領収書、購入証明書、借用契約書等）の写し ※登録の更新申請の場合、省略することができます。		□
フロン類回収設備ごとの種類及び能力を説明する書類（カタログ、仕様書、取扱説明書等）の写し ※登録の更新申請の場合、省略することができます。		□
添　付　書　類　（３）		
法人	法人（商業）登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書） 【＊(注)】法務局	□
個人	住民票（本籍地（外国人にあっては国籍等）の記載があるもの） 【＊(注)】市町村役場 ①　申請者 ②　法定代理人 ※①～②の方全員分が必要です。	□

注)【＊】を付した証明書類については、この記号の右側に記載している役所で取得し、発行日から３か月以内のものを添付してください。（３か月以上経過したものは不可）

また、原本の返却を希望する場合には、原本とその写しを提出し、担当部局へその旨を伝えてください。（写しのみの提出は不可）